

# 社会福祉法人和仁福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和仁福祉会（以下「この法人」という。）定款第8条および第22条並びに評議員選任・解任委員会運営規則第6条の規定に基づき、役員、評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、評議員選任・解任委員会運営規則第6条に基づき置かれる者をいう。ただし、委員である職員は除く。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費等の経費をいう。報酬とは明

確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 この法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬を支給する。

(報酬の算定方法)

第4条 この法人の全役員の報酬総額は、年間20,000,000円以内とする。

2 役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定めるものとする。

(1) この法人の常勤役員の報酬月額は、別表1に定める額とする。

(2) 非常勤役員の報酬は、別表2に定める額とする。

(3) 評議員に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。

(4) 評議員選任・解任委員に対する報酬の額は、別表4に定める額とする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、毎月25日とする。ただし、

その日が休日に当たるときは、職員給与規則第5条に準じた日とする。

2 非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、職員給与規則第10条に準じた日割りによって計算する。なお、計算金額に10円未満の端数が生じたときには、これを切り上げるものとする。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用)

第7条 役員等が出張する場合は、別に定める費用弁償規則に基づいて、旅費等を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 常勤役員の報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,000,000円
副理事長	月額 300,000円
常務理事	月額 200,000円
理事	月額 50,000円

別表2 非常勤役員（理事及び監事）の報酬

監事監査及び理事会等への出席	日額 10,000円
----------------	------------

別表3 評議員の報酬

評議員会等への出席	日額 10,000円
-----------	------------

別表4 評議員選任・解任委員の報酬

選任・解任委員会等への出席	日額 10,000円
---------------	------------